

障害者関係団体のご要望に関する意見

平成26年12月11日
一般社団法人 日本映画製作者連盟

ご要望に関する意見

▼法第37条第3項で権利制限対象となる支分権の拡大

現在、法第37条第3項で権利制限の対象となる支分権は複製権及び自動公衆送信権（送信可能化権を含む。）とされているが、これを拡大し、例えば以下の行為も、専ら視覚障害者等の用に供するため権利者の許諾無く行えるようにすること。

- ① TV番組について解説音声を作成し、当該音声のみをCS放送により視覚障害者等である視聴者に向けて放送すること。
- ② TV番組について解説音声を作成し、映像に当該解説音声を付して複製し、当該解説音声付映像をCS放送又はIPTV等により視覚障害者等である視聴者に放送又は自動公衆送信すること。
- ③ 図書館等が行うメールサービスによりアクセシブルな図書（DAISY図書等）のデータを、視覚障害者等に対して送信すること。

⇒3つのご要望のうち映画が関係するのは②でございますが、その具体的な内容については、地上波あるいはBSで無料放送された中から非障害者対応の放送番組を一旦録画し、解説音声を付与したうえで改めて障害者の皆様向けに限定された範囲内でCS放送又はIPTVで放送又は自動公衆送信するための権利制限であるとの説明を受けております。

そうであれば、対象が非障害者対応の放送番組であり、放送するのは特定のCS放送あるいはIPTVの事業者であり、また、受信するのも限定された障害者の方でありますので、このような個別限定的なケースにつきましては、権利制限等の法改正に依らず関係する権利者と仲介する当該CS放送事業者、そして、利用を促進する障害者団体の当事者間で許諾契約を取り交わす方法が望ましいと考えます。

▼ 法第37条第3項で複製を行える主体の拡大

現在、法第37条第3項により権利者の許諾を得ずに複製等を行える主体は、視覚障害者との福祉に関する事業を行う者で政令で定めるものとされており、これを受けた著作権法施行令第2条の1第1項では同項第1号で視覚障害者等のために情報を提供する施設を制限列挙するほか、同項第2号で文化庁長官による個別指定を行っている。このような政令指定に関する制度を見直し、障害当事者、障害者団体、ボランティアグループ、社会福祉協議会等も（長官による個別指定を行わなくとも）複製等を行えることとすること。

⇒映画ビジネスは映画製作者が映画の完成原版を主体的にコピーコントロールしながらマルチユースすることで成り立っており、管理の及ばない第三者による複製を原則的に禁止しています。予定していない不正な流出による経済的な被害を防止する意味においても現行の個別指定方式を継続していただきたい。

▼ 法第37条の2で権利制限対象となる支分権の拡大

現在、法第37条の2では、同条第1号で音声を字幕等により複製し、又は自動公衆送信すること、同条第2号で貸出目的で映像に字幕等を付して複製することを認めているが、この対象を拡大し、例えば以下の行為を、専ら聴覚障害者等の用に供するため権利者の許諾無く行えるようにすること。

- ① 字幕等について放送・有線放送を行うこと
- ② 映像に字幕等を付して複製し、当該字幕等付映像をCS放送又はIPTV等により聴覚障害者等である視聴者に放送又は自動公衆送信すること

⇒「①字幕等により放送・有線放送を行うこと」については、CS放送等による字幕専用の放送であるとの説明を受けておりますが、そうであれば問題ありません。

「②映像に字幕等を付して複製し、当該字幕等付映像をCS放送又はIPTV等により聴覚障害者等である視聴者に放送又は自動公衆送信すること」は、視覚障害者の皆様向けのCS放送やIPTVと同様である旨の説明を受けておりますので、こちらも権利制限等の法改正に依らず当事者間における許諾契約で十分に対応できるものと考えます。

● サービス運用に関する懸案事項

- ※ 非営利目的使用であること。
- ※ 対象となるのは無料放送で放送された非障害者対応の放送番組であること。
- ※ 受信者登録を行った視聴覚障害者等に向けた放送（自動公衆送信）であること。
- ※ 当該解説音声（字幕等）付放送番組の放送（自動公衆送信）に際しては、画面上に識別マーク（ステーションロゴ）を表示すること。
- ※ 当該解説音声（字幕等）付放送番組の放送（自動公衆送信）は通常の放送と同様（1回）にすること。

